

2012年7月31日

消費者庁長官
福 嶋 浩 彦 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 徳 永 秀 昭

2013年度政府予算編成に関する要請書

国民生活の安定に尽力されている貴職に対し敬意を表します。

さて、2013年度予算編成にむけた作業が進められている段階にあたり、下記の課題についてのご検討と積極的な対応を要請します。

記

1. 地方消費者行政の強化にむけ、地方消費者行政活性化基金終了後も現在の地方消費者行政が後退しないよう、関係省庁と連携し継続的かつ実効ある財政確保を行うこと。
2. 消費生活相談センターにおけるP I O-N E T入力等、国の事務と評価されるものには、地方財政法第10条の改正により恒久的な補助金を措置すること。
3. 地方消費者行政強化のための交付金等は、消費生活相談員の人件費等、処遇改善に活用するよう、関係省庁と連携し、地方公共団体に働きかけること。
4. 消費生活相談員の雇い止めをなくすために、従来以上に地方公共団体への働きかけを強めること。
5. 消費生活相談員が専門性に見合った待遇のもとで、安心して勤務できる制度を整備すること。

以 上